



福岡医発第26号（地）
平成22年4月6日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
（公印省略）

全国土木建築国民健康保険組合に係る被保険者証の更新について

今般、全国土木建築国民健康保険組合より、当該組合に係る被保険者証の有効期限が本年3月末日で満了となり、4月1日をもって別添見本のとおり被保険者証が更新される旨連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、被保険者証は別添見本のとおりです。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



土本第5515号の2

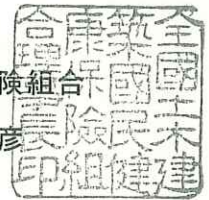
平成22年3月18日

福岡県医師会

会長 横倉義武様

全国土木建築国民健康保険組合

理事長 坂本龍彦



被保険者証の更新について

拝啓 早春の候いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合被保険者に対する療養の給付につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在使用中の被保険者証の有効期限が本年3月31日で満了となりますので、4月1日をもって被保険者証を更新することになりましたから、ご了承賜りますとともに、大変恐縮ですが、このことにつきまして貴会員に周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご参考までに被保険者証（見本）を同封いたします。

敬具



表面

国民健康保険被保険者証

103999999

有効期限 平成 24 年 3 月 31 日

記号 71-1505 番号 481
被保険者氏名 全国 太郎
生年月日 昭和 32 年 1 月 14 日 性別 男
資格取得年月日 平成 20 年 1 月 17 日
交付年月日 平成 22 年 4 月 1 日



組合員 氏名 全国 太郎
住所 東京都渋谷区恵比寿 1-1-1

事業所名 八重洲建設株式会社

全国土木建築国民健康保険組合 保険者番号 133033

一部負担割合 法定とおり。但し、感染症法第37条、第37条の2及び障害者自立支援法第59条適用医療（精神通院医療に限る。）の自己負担なし

裏面

注意事項

- 1 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証を添えて）その窓口で渡してください。
- 2 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養又は生活療養に要する費用を除く。）の2割となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。
- 3 被保険者の資格がなくなったとき、又は有効期限を経過したときには直ちにこの証を組合に返してください。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

お問い合わせは 全国土木建築国民健康保険組合 九州事務所
〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目18番49号 TEL092-751-1608（代）

備考（変更後の住所等）